

役員ご就任の際の 確定拠出年金の お手続きについて

※60歳超で役員にご就任された場合は、企業型DCで運用を継続することが可能です。また、個人型確定拠出年金（以下iDeCo）に加入、移換することも可能です



1/ いつどんな手続きが必要ですか？

役員ご就任による企業型確定拠出年金制度の加入資格喪失の翌月から6か月以内にiDeCoへの移換手続きが必要です。

移換の際はご自身で掛金を拠出しながら運用する「加入者」または、掛金を拠出せずに運用のみ継続する「運用指図者」をご選択いただきます。「加入者」になると3つの税制優遇が適用されます。詳しくは裏面をご確認ください

2/ 加入する場合いくらまで掛金を拠出できますか？

役員ご就任後、厚生年金基金や確定給付企業年金等、他の企業年金への加入状況に応じて、掛金の拠出限度額が決まります

役員ご就任後の他の企業年金加入状況（企業型DCは加入資格を喪失）	掛金限度額
厚生年金基金や確定給付企業年金等の他制度に加入している	月額55,000円-DB等の他制度掛金相当額（月額20,000円上限）
厚生年金基金や確定給付企業年金等の他制度に加入していない	月額 23,000 円

2018年1月から、「毎月拠出」だけでなく「年単位拠出」（掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月に拠出すること）も可能になりました

3/ どのように手続きするのですか？

移換手続きは、iDeCoの取扱金融機関へご自身で行っていただく必要があります

1. 取扱金融機関を選ぶ

iDeCo については、当社のほかにゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・信用金庫などの金融機関で受け付けています。取扱金融機関は、国民年金基金連合会の「iDeCo 公式サイト」(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>)の「運営管理機関一覧」でご確認いただくか、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください

2. 書類を提出する

ご希望の金融機関に問い合わせ、案内に従って書類を入手し、手続き期限内に不備のない書類を提出してください。WEBで加入、移換のお手続きが可能な金融機関もございます。
お手続途中で保有商品はいったん全て売却され、その金額をもとに iDeCo の運用商品を購入します。
通常、移換完了まで2か月前後かかります

4/ 6か月以内に手続きをしないと？

資産は自動的に売却され、国民年金基金連合会に移換されます。また各種制約や手数料が発生します

国民年金基金連合会へ移換されると資産は運用されません。
60歳以降の受取の際には iDeCo へ一度移換する必要があります

自動的に資産が
移換された場合
の手数料

- 自動に移換される時にかかる手数料
- 自動に移換されている期間にかかる手数料
- 再移換するときにかかる手数料

右のポイントを
ご確認ください



国民年金基金連合会へ自動的に移換されことなく、
ご資産を iDeCo へ移換し、運用を継続することが重要です

裏面もご覧ください →

iDeCoのメリット

iDeCoの3つの税制優遇

1 掛金をかける とき

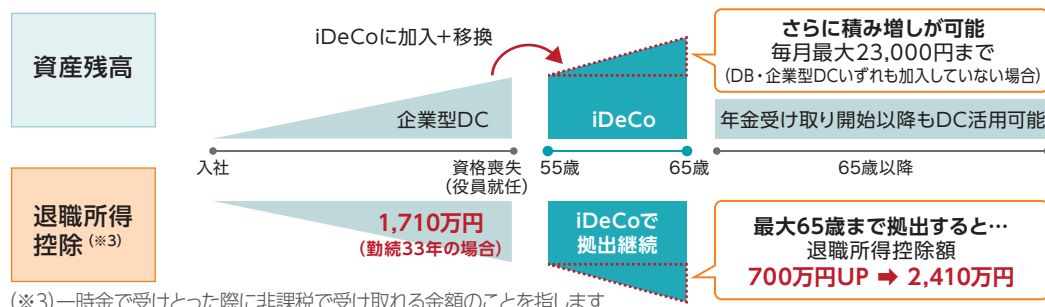
所得税・住民税が 軽減されます

(※1) 課税所得が1,000万円、所得税および復興特別所得税の合計税率を33.69%、住民税を10%として概算

(※2) 勤続33年、年齢55歳で企業型DCの加入資格を喪失し、iDeCoに加入+移換を行い、55歳から10年間掛金を拠出した場合

「全額所得控除」+「退職所得控除額の拡大」という税制優遇

- iDeCoの掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得から控除されます
- iDeCoの所得控除は、生命保険料控除とは別枠(小規模企業共済等掛金控除)です
- 会社員等の方(第2号被保険者)は、年間最大276,000円(※1)まで所得から控除できます
- 掛金を拠出した年数が退職所得控除額算定上の勤続期間となり、最大700万円(※2)が上乗せされます



2 運用する とき

「運用益は非課税」という税制優遇

- 運用中の利息や売却益には課税されません。
なお、確定拠出年金では資産残高に対して特別法人税が徴収されます(現在は課税が凍結されています)

3 受け取る とき

「退職所得控除」 「公的年金等控除」という税制優遇

- 年金で受け取る場合は雑所得となり、公的年金等控除が適用されます
- 一時金で受け取る場合は退職所得となり、退職所得控除が適用され、退職所得控除額を超える金額の1/2に対して課税されます。退職所得控除の算定期間は掛金を拠出していた期間となります

Q1 所得控除の手続きは どうすれば良いですか？

A 「小規模企業共済等掛金払込証明書」を提出し年末調整もしくは確定申告をしてください

1月から9月に口座振替で掛金引落しがある方は10月下旬に、10月以降に掛金引落しを開始した方は11月下旬以降順次国民年金基金連合会より発送されます。ただし、掛金引落しがすべて給与天引となっている方へは証明書は発行されません

Q2 手数料は かかりますか？

A 掛金の拠出にかかわらず申込手数料および口座の管理手数料がかかります(手数料は金融機関ごとに異なります)。詳細はコールサービスまでお問い合わせください

運用収益が管理手数料を下回る場合は資産が目減りすることがありますのでご注意ください

Q3 いつでも引き出し できますか？

A 原則、60歳まで引き出しはできません。受取は60歳から75歳までの任意の時期に、一時金・年金・併給から選択できます。ただし、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合、受取を開始できる年齢が61歳以降(最大65歳)となります

三井住友信託銀行では iDeCo をお取り扱いしています

専門オペレーターが対応する当社コールサービスを引き続きご利用いただけるため、これまで加入していた制度の内容をふまえたご案内をさせていただきますことが可能です

資料請求や商品情報はこちら・・・



<https://www.smtb.jp/personal/saving/pension/ideco>

お問い合わせ先

三井住友信託確定拠出年金コールサービス iDeCo専用ダイヤル(通話料無料)

「役員さま向けリーフレットを見た」とお伝えいただくとご案内がスムーズです

0800-1233-401

- ◆お客様の電話・回線のご契約状況により、繋がらない場合があります
- ◆最新のオペレーター受付時間は「三井住友信託ライフガイド」のお問い合わせ先をご確認ください

Copyright (c) Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited. All rights reserved

本書の一部あるいは全部を無断で複製・複製することは、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害になります

本資料の記載事項は2024年12月1日現在の法律等にもとづいて作成しております。将来変更される可能性もありますことをあらかじめご了承ください

0008002412